

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年7月25日（平成30年（行情）諮問第315号）

答申日：平成31年2月5日（平成30年度（行情）答申第409号）

事件名：特定日の特定課長のブリーフィングのために行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「外務省北米局日米安全保障条約課長のブリーフィング（別紙（省略）参照のこと）のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「同盟調整メカニズム（ACM）・共同計画策定メカニズム（BPM）の設置について（平成28年8月17日）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月1日付け情報公開第01101号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

行政文書ファイルにつづられた文書が1件のみということには、にわかには首肯し難いので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成29年10月2日付けで受理した審査請求人からの開示請求「外務省北米局日米安全保障条約課長のブリーフィング（別紙（省略）参照のこと）のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。」に対し、文書1件を対象文書として特定の上、開示とする原処分を行った（平成29年11月1日付け情報公開第01101号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年11月6日付けで原処分について、対象文書の特定方法を不服とし、原処分の取消しを求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、「同盟調整メカニズム（ACM）・共同計画策定メカニズム（BPM）の設置について（平成28年8月17日）」である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「行政文書ファイルにつづられた文書が1件のみということには、にわかに首肯し難いので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、原処分取消しを求めている。

しかしながら、本件開示請求にて言及されているブリーフィングのために使用した行政文書は原処分で特定された文書1件のみであり、審査請求人が主張する「にわかに首肯し難い」事情は特段認められず、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月11日 審議
- ④ 平成31年2月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分により本件対象文書を開示する旨を決定した。

審査請求人は、他にも文書が存在するものと思われる旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定し全部開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、平成28年8月17日に特定法人が開催した研究会における「外務省北米局日米安全保障条約課長によるブリーフィング（別紙（省略）参照のこと）のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求を受け、探索したところ、当該ブリーフィングに使用した資料（本件対象文書）を保管していたことから、これを特定した。当該ブリーフィングにおいて使用した資料は、本件対象文書のみであ

る。

ウ なお、当該ブリーフィングを行うに際して、特定法人との間で、電話、FAX、電子メール等で日程等の調整・連絡を行ったものと考えられるが、当該調整・連絡に係る文書は日常的な業務連絡に関するものであり、当該ブリーフィングが終了した後に廃棄したものと考えられる。

- (2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)の諮問庁の説明のとおりであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記説明が特段不自然、不合理とはいえない。

また、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久